

手続名
特別支援教育就学奨励費申請審査手続き

担当課・係（連絡先）

学校教育課（049-251-2711 内線626）

手続説明

・概要
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和29年法律第144号）の趣旨にのっとり、支援学級就学者等の保護者の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、予算の範囲内において当該児童又は生徒の就学に要する費用の一部を支給することに関し必要な審査をするものです。

・要件
特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令（昭和29年政令第157号）第2条の規定に基づく対象。

・提出期限
6月中
年度の途中においては随時。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujiimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mvnumber/mynumber_seido/mainanba201410.html

・富士見市特別支援教育就学奨励費支弁区分認定申請書兼収入額・需要額調書
（該当家庭には学校から調書、お知らせ等を配布します）

手続詳細URL

出張所での取扱い
なし

木曜延長・休日開庁の取扱い
なし